

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～ 令和12年1月31日までの9年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 3月～ 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- 令和3年 6月～ 制度に関するパンフレットを配布し社員に周知を図る
- 令和5年 2月～ 社員に再度周知を図る
- 令和7年 2月～ 社員に再度周知を図る

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年 7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 10月～ 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知を図る
- 令和7年 4月～ 社員に再度周知を図る